

## 高知大学における研究活動に関する取組指針

平成19年 3月28日制定

平成29年 1月20日改訂

教育研究活動を通して人材を育成し、地域社会に貢献し、更には人類の進歩の一助となることは大学人の責務であり、大学人の知識と良心はその達成のために捧げられる。研究を遂行するためには、一般的に受け入れられた科学的原則に従わなければならない。過去の知見の十分な吸収とそれに基づく計画、一定の方式に基づく実験、資料収集と分析、結果の公表などである。

以上の過程が科学的かつ公正なものでなければ研究成果は誰もが認めるものとはならない。また研究過程の透明性が必要であり検証可能なものでなければならない。その間に不正があれば、研究者のみならず研究機関もその資格を問われる事態となる。

また研究を遂行するためには、文献、研究設備、研究協力者など種々の社会的資源を要する。現代のように膨大な情報の中で細分化された領域で研究を深めるには、通常多大な研究費を要する。研究費の適切な運用も、上記科学的原則に並び重要であり、当然その運用にも課せられたルールの遵守と透明性が要求される。

高知大学は、このような研究活動に関する基本的な認識の下に、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、本学に所属する研究者らが行う研究活動における不正行為、研究費の不正使用を防止するために、以下本学の取り組みの指針を定める。

1. 研究費の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。
2. 不正を誘発する要因を除去し、十分な抑制機能を備えた環境・体制の構築を図る。そのためにルールを明確化し関係者の意識向上を図ため、コンプライアンス教育を実施する。
3. 不正を発生させる要因を把握し不正防止計画を策定・実施する。
4. 研究費の適正な運営・管理活動を行う。即ち適正な予算執行、実効性のあるチェックシステムの構築・運営を行う。
5. 本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、不正を発生させる要因を把握し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。

なお研究者個人は「高知大学における研究者の行動規範」、事務職員は「国立大学法人高知大学事務局憲章」を遵守する。